平成２３年（フ）第７０７号
栃木県宇都宮市岩曽町1167番地１　プラシード102
債務者　高　　在貞
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１１号
栃木県宇都宮市平松本町364番地　県営平松本町住宅10棟12号室
債務者　田城　令子
１　決定年月日時　平成23年10月25日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月25日午前９時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１２号
栃木県鹿沼市緑町２丁目２番６号
債務者　酒井　文代
１　決定年月日時　平成23年10月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月26日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１０号
栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢4835番地１
債務者　小堀フミ子
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月２日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１５号
栃木県鹿沼市緑町１丁目11番２―11号　雇用促進住宅２号棟109号室、前住所栃木県小山市大字迫間田118番地
債務者　白井ひとみ
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時20分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７１６号
栃木県栃木市大町15―21、住民票上の住所栃木県栃木市箱森町25番59号
債務者　小堀　昭夫
１　決定年月日時　平成23年10月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年12月27日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月９日午後４時
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７６号
栃木県宇都宮市駒生町3361番地53
債務者　阿久津　功
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６７７号
栃木県宇都宮市駒生町3361番地53
債務者　阿久津輝子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７０９号
栃木県宇都宮市菊水町６番23号　キクスイガーデンハウス103号室、前住所東京都世田谷区池尻１丁目２番24号　自衛隊中央病院・研修医官隊舎
債務者　近藤　愛子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年12月16日午前９時30分
　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第３８６号
岡山市北区平田155番地102
債務者　鈴木　菊枝
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
５　免責審尋期日　平成24年１月18日午前10時
　岡山地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第５４９号
東京都八王子市大楽寺町498番２シャンティクティールⅠ―311号、商業登記簿上の本店所在地東京都羽村市緑ヶ丘１丁目26番地３緑ヶ丘ハイム102号
破産者　有限会社早坂運送
代表者取締役　早坂　高之
１　決定年月日　平成23年10月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産法218条第１項１号の申立てを相当と認める。
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２１年（フ）第２７４号
宮崎市大塚町池ノ内1190番地２
破産者　カワサキデザイン建装株式会社
１　決定年月日　平成23年11月１日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
　宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６３号
熊本県人吉市瓦屋町1638番地５
破産者　松本冨貴子
１　決定年月日　平成23年10月31日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
　熊本地方裁判所人吉支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第１９４号
京都府長岡京市調子１丁目14番23号　ウエストヒル調子205、前住所兵庫県伊丹市西野６丁目33番地の１　パレ武庫川プルミエールⅣ106号
破産者　久保　真一
１　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
２　一般調査期日　平成23年12月22日午後４時
　平成23年11月１日
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第７０１号
広島県東広島市西条中央３―35―４―Ａ201、住民票上の住所大阪府豊中市玉井町２丁目３番26―202号
破産者　寺西　達也
１　破産債権の届出期間　平成23年11月30日まで
２　一般調査期日　平成24年２月６日午後２時
　平成23年10月31日
　広島地方裁判所民事第４部